

千葉開府の歴史への関心度向上に向けた先端技術活用に関する調査業務委託 仕様書

1 委託名 千葉開府の歴史への関心度向上に向けた先端技術活用に関する調査業務委託

2 委託期間 契約締結日から令和6年3月27日まで

3 目的

- ・ 令和8年度（2026年度）に迎える千葉開府900年の節目の年へ向けて、これまで千葉のまちを開いた千葉一族の活躍を中心に様々なPRを行ってきたが、当時の建造物などがほとんど残っていないことなどから、多くの市民が関心を持つに至っていない。
- ・ この課題への対応として、VR技術等の先端技術を活用して、千葉一族の活躍や開府当時の街の様子などをリアリティとともに再現することや、現存する絵画や文化財等をより鮮やかに体感できるようにすることにより、多くの市民に関心をもってもらうことが必要だと考えており、「先端技術を活用した千葉開府の歴史への関心度向上」へ向けた事業を開府900年記念として実施することを予定している。
- ・ そこで、記念事業として想定される活用シーン毎に、様々な先端技術を活用する手法などを比較検討し、開府900年の記念事業として最も効果的な事業化案を検討するための根拠資料を作成することを本業務の目的とする。

4 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下「発注者」という。）が発注する「千葉開府の歴史への関心度向上に向けた先端技術活用に関する調査業務委託」を受注した者（以下「受注者」という。）が遵守すべき主要な事項を示したものであり、契約書に定めるもののほか、本仕様書に基づき業務を行うものとする。

5 業務概念

本業務を施行するにあたって、受注者は発注者の意図及び目的を十分理解したうえで経験のある最上級の技術者を定め、かつ、適正な人員を配置して、最高技術を発揮できるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

6 業務の指示及び監督

- (1) 受注者は、本業務を施行するにあたり、当該契約に基づき発注者が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。
- (2) 受注者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、発注者と事前に協議し、その指示に従わなければならない。

7 委託場所

千葉市総合政策局総合政策部都市アイデンティティ推進課

8 委託業務の内容

(1) 前提条件

○ 伝えたい（見せたい）内容

- ① 開府当時の千葉の歴史についてリアリティを感じられるように伝えたい
 - ▶ 例：千葉一族の活躍、当時の街の景観など
- ② 現存する絵巻物や文化財に動きを付けるなど当時の躍動感を伝えたい
 - ▶ 例：結城浜縁起絵巻など

○ 活用シーン

- ① 多くの人が同時に視聴・体験できる
- ② 高い没入感とともに視聴・体験できる
- ③ 小中学生が学校教育の一環として視聴・体験できる
- ④ 市内各所を周遊するツアーのコンテンツのひとつとして視聴・体験できる
- ⑤ 遠方に住んでいる人など、場所に関わらず視聴・体験できる

(2) 調査検討の内容

- ・ 上記の「伝えたい（見せたい）内容」と「活用シーン」の全ての組み合わせについて、どのような先端技術を活用して、どのようなコンテンツを制作することが効果的か調査検討すること。
- ・ 検討にあたり、上記の「伝えたい（見せたい）内容①～②」と「活用シーン①～⑤」については必須で、さらに受注者で想定する「伝えたい（見せたい）内容」と「活用シーン」があればそれも含めて検討すること。
- ・ その上でメリットとデメリットに関する評価を行い、上位5つの組み合わせを選定すること。
- ・ 上位5つの組み合わせについて、以下（ア）～（オ）の事項について提案すること。

（ア）視聴・体験してもらう効果的なコンテンツの概要

（イ）利用する先端技術（機器）の仕様と提供する企業名（類似の技術を提供する企業が複数ある場合は、推薦する上位3社以上を理由と併せて提案すること。）

（ウ）コンテンツ制作と先端技術（機器）の導入に係るイニシャルコストとランニングコストの概算額

（エ）同様のコンテンツ提供している他都市等の類似事例

（オ）その他、導入にあたっての課題や条件など

(3) 報告書の作成

業務終了にあたり、検討内容や結果を取りまとめ、報告書を作成すること。

(4) 打合せ

業務の実務段階に応じて適宜行うものとし、業務着手から成果物の納品までに最低6回実施することとする。オンラインでの実施を可とする。

打合せ協議の結果は、受注者が議事録を作成し、打合せ協議後、速やかに発注者に提出すること。

9 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書の他、関係法令、規則等を遵守すること。

10 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

ア 本業務の履行に係る成果物（印刷物等）の所有権は全て発注者に帰属する。

イ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48条）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

ア 本業務を履行するに際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。

イ 上記に関わらず、発注者がその方法を指定した場合は、その限りではない。

11 発注者が提供（貸与）できる資料等

- ・市保管の千葉開府及び千葉氏に関する書籍等
 - ・「千葉市都市アイデンティティ戦略プラン」
 - ・千葉氏サミット等、これまで開催された関連事業の資料等
- その他必要に応じて提供する

12 成果物

(1) 報告書 正本1部、副本2部及び電子データ

(2) 報告書概要版 10部及び電子データ

13 支払

検査後、完了払いとする

14 その他

(1) 採択された企画提案書の内容に沿って業務を行うこととし、逸脱したものであってはならない。

(2) 業務の遂行にあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害する

ことのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。

- (3) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務の進捗状況の報告を求められることができるものとする。